

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外商投資参入許可特別管理措置の実施に関する重慶市商務委員会の通知
（渝外経貿発〔2016〕142号として2016年10月11日発布）

（※ 本文省略）

付属文書：

1. 国家発展改革委員会・商務部公告2016年第22号（※省略）
2. 「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」（商務部令2016年第3号）（※省略）
3. 外商投資参入許可特別管理措置が関係する業種（「外商投資産業指導目録（2015年改訂）」に基づき整理）

付属文書3

外商投資参入許可特別管理措置が関係する業種

「外商投資産業指導目録（2015年改訂）」中の制限類及び禁止類、並びに奨励類のうち出資持分に係る要求又は高級管理職に係る要求があるものに基づき、具体的に下記のとおりとなる。

一、外商投資奨励産業目録のうち出資持分に係る要求又は高級管理職に係る要求があるもの

（一）採鉱業

11. 石油、天然ガス（オイルシェール、オイルサンド、シェールガス、炭層ガス等の非在来型オイル・ガスを含む。）の探査、開発及び坑内ガスの利用（合弁、合作に限る。）

（二）製造業

206. 自動車用電子装置の製造及び研究開発：カーエレクトロニクスのバス型ネットワーク技術（合弁に限る。）、電動パワーステアリングシステム電子コントローラ（合弁に限る。）
207. 新エネルギー自動車基幹部品の製造：エネルギー型動力バッテリー（エネルギー密度 $\geq 110\text{Wh/kg}$ 、サイクル寿命 ≥ 2000 回、外資比率50%以下）
209. 軌道交通輸送設備（合弁、合作に限る。）
210. 民間用飛行機の設計、製造及び整備：幹線・リージョナル線の飛行機（中国側マジ

- ヨリティ)、一般飛行機(合弁、合作に限る。)
212. 民間用ヘリコプターの設計及び製造(3トン級以上の場合は中国側マジョリティが求められる。)
214. 地面効果翼機・水面効果翼船の製造並びに無人機、軽航空機の設計及び製造(中国側マジョリティ)
221. 海洋エンジニアリング設備(モジュールを含む。)の製造及び修理(中国側マジョリティ)
223. 船舶用低・中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの製造(中国側マジョリティ)
261. 民間用衛星の設計及び製造、民間用衛星ペイロードの製造(中国側マジョリティ)
- (四) 電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業
293. 原子力発電所の建設、経営(中国側マジョリティ)
295. 電力網の建設、経営(中国側マジョリティ)
- (五) 交通輸送、倉庫保管及び郵政業
301. 鉄道幹線網の建設、経営(中国側マジョリティ)
307. 民間用空港の建設、経営(中国側相対的マジョリティ)
308. 航空輸送会社(中国側マジョリティで、なおかつ外国投資家1社及びその関連企業の投資比率が25%を超えてはならない。)
309. 農・林・漁業一般航空会社(合弁、合作に限る。)
310. 定期・不定期の国際海上輸送事業(合弁、合作に限る。)
- (七) リース及びビジネスサービス業
318. 会計、監査(首席パートナーが中国国籍を有している必要がある。)
- (九) 水利、環境及び公共施設管理業
341. 総合水利中枢施設の建設、経営(中国側マジョリティ)

二、外商投資制限産業

- (一) 農・林・牧畜・漁業
1. 農作物新品種の選択育成及び種子の生産(中国側マジョリティ)
- (二) 採鉱業
2. 特殊及び希少な石炭類の探査、採掘(中国側マジョリティ)
3. 貴金属(金、銀、白金族)の探査、採掘
4. 黒鉛の探査、採掘
5. リチウム鉱の採掘、選鉱
- (三) 製造業
6. 大豆油、菜種油、落花生油、綿実油、ユチャ種子油、ヒマワリ種子油、パーム油等食用油脂の加工(中国側マジョリティ)、米、小麦粉、原糖の加工、トウモロコシの深加工
7. バイオ液体燃料(燃料エタノール、バイオディーゼル)の生産(中国側マジョリティ)
8. 出版物の印刷(中国側マジョリティ)

9. タングステン、モリブデン、スズ (スズ化合物を除く。)、アンチモン (酸化アンチモン及び硫化アンチモンを含む。) 等のレアメタルの製錬
 10. レアアースの製錬、分離 (合弁、合作に限る。)
 11. 自動車完成車、特殊用途自動車及びオートバイの製造: 中国側の持分比率 50%以上とし、同じ種類 (乗用車類、商用車類、オートバイ類) の完成車製品を生産する合弁企業を同一の外国投資家が国内において 2 社まで設立することができ、中国側合弁パートナーと合同で国内の他の自動車生産企業を合併する場合には、2 社という制限は受けないことが可能である。
 12. 船舶 (ブロックを含む。) の修理、設計及び製造 (中国側マジョリティ)
 13. 衛星放送地上受信施設及び基幹部品の生産
- (四) 電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業
14. 小電力網範囲内で、単一ユニットの設備容量 30 万キロワット以下の石炭燃焼復水式火力発電所、単一ユニットの設備容量 10 万キロワット以下の石炭燃焼抽気復水両用ユニット熱併給発電所の建設、経営
 15. 都市人口 50 万以上の都市ガス、熱エネルギー及び給排水の配管網の建設、経営 (中国側マジョリティ)
- (五) 交通輸送、倉庫保管及び郵政業
16. 鉄道旅客輸送会社 (中国側マジョリティ)
 17. 幹線道路旅客輸送会社
 18. 水上輸送会社 (中国側マジョリティ)
 19. 公用機・社用機の運航、遊覧飛行、撮影、探鉱、工業等の一般航空会社 (中国側マジョリティ)
- (六) 情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業
20. 電信会社: 付加価値電信事業 (外資比率 50%以下。電子商取引を除く。)、基礎電信事業 (外資比率 49%以下)
- (七) 卸・小売業
21. 食糧の買付、食糧・綿花の卸売り、大型農産物卸売市場の建設、経営
 22. 船舶代理 (中国側マジョリティ)、外国船舶の検数 (合弁、合作に限る。)
 23. ガソリンスタンド (同一の外国投資家が 30 軒超の支店を設立し、かつ、複数のサプライヤーから仕入れた様々な種類及び銘柄の精製油を販売するチェーンガソリンスタンドは、中国側マジョリティとする。) の建設、経営
- (八) 金融業
24. 銀行 (単独の国外金融機構及び当該金融機構によって支配又は共同支配される関連者が発起人又は戦略投資家として単独の中国資本商業銀行に投資した場合の資本参加比率は 20%を超えてはならない。複数の国外金融機構及び当該金融機構によって支配又は共同支配される関連者が発起人又は戦略投資家として投資した場合の資本参加比率は合計で 25%を超えてはならない。農村中小金融機構に投資する国外金融機構は、銀行類金融機構でなければならない。)
 25. 保険会社 (生命保険会社の外資比率は 50%以下)
 26. 証券会社 (設立時は、人民幣普通株、外資株及び国債・社債の引受け及び推薦保証、外資株の委託売買、国債・社債の委託売買及び自己売買への従事に限る。設立満 2

年以降で条件に適合する会社は、事業範囲の拡大を申請することができる。外資比率 49%以下)、証券投資ファンドマネジメント会社 (外資比率 49%以下)

27. 先物会社 (中国側マジョリティ)

(九) リース及びビジネスサービス業

28. 市場調査 (合弁、合作に限る。このうちラジオ・テレビの聴取・視聴調査は、中国側マジョリティが求められる。)

29. 信用調査及び格付サービス会社

(十) 科学研究及び技術サービス業

30. 測量製図会社 (中国側マジョリティ)

(十一) 教育

31. 高等教育機構 (合作、中国側主導に限る。)

注: 中国側主導とは、校長又は主要な事務管理責任者が中国国籍を有していなければならない、中外合作学校運営機構の理事会、董事会又は連合管理委員会の中国側構成員が 1/2 を下回ってはならないことをいう (以下同じ。)

32. 普通高校教育機構 (合作、中国側主導に限る。)

33. 就学前教育機構 (合作、中国側主導に限る。)

(十二) 衛生及びソーシャルワーク

34. 医療機構 (合弁、合作に限る。)

(十三) 文化、スポーツ及び娯楽業

35. ラジオ・テレビ番組、映画の制作事業 (合作に限る。)

36. 映画館の建設、経営 (中国側マジョリティ)

37. 大型テーマパークの建設、経営

38. 公演マネジメント機構 (中国側マジョリティ)

(十四) 国の法律法規及び中国が締結又は加盟している国際条約の規定により制限されるその他の産業

三、外商投資禁止産業

(一) 農・林・牧畜・漁業

1. 中国の希少な及び特有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培並びに関連繁殖材料の生産 (栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む。)

2. 農作物、種畜・種禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択育成及びその遺伝子組換え種子 (種苗) の生産

3. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産品の捕獲

(二) 採鉱業

4. タングステン、モリブデン、スズ、アンチモン、蛍石の探査、採掘

5. レアアースの探査、採掘、選鉱

6. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱

(三) 製造業

7. 「野生薬材資源保護管理条例」及び「中国希少絶滅危惧保護植物リスト」に盛り込まれている中薬材の加工

8. 中薬飲片の蒸・炒・炙・煨等の炮製技術の応用及び中成薬の秘伝処方製品の生産
9. 放射性鉱物の製錬、加工、核燃料の生産
10. 武器弾薬の製造
11. 象牙の彫刻
12. 虎骨の加工
13. 宣紙、墨の生産
- (四) 電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業
 14. 大電力網範囲内で、単一ユニットの設備容量 30 万キロワット以下の石炭燃焼復水式火力発電所、単一ユニットの設備容量 20 万キロワット以下の石炭燃焼抽気復水両用熱併給発電所の建設、経営
- (五) 交通輸送、倉庫保管及び郵政業
 15. 空中交通管制
 16. 郵政会社、書状の国内急送便事業
- (六) 卸・小売業
 17. たばこ葉、巻たばこ、再乾燥たばこ葉及びその他のたばこ製品の卸・小売
- (七) リース及びビジネスサービス業
 18. 社会調査
 19. 中国法律事務コンサルティング (中国の法律環境の影響に関する情報の提供を除く。)
- (八) 科学研究及び技術サービス業
 20. ヒト幹細胞、遺伝子診断及び治療技術の開発及び応用
 21. 測地、海洋測量製図、測量製図航空撮影、行政区境界測量製図、地形図、世界行政区区域地図、全国行政区区域地図、省級以下の行政区区域地図、全国性教学地図、地方性教学地図及びトゥルー三次元地図の作成、ナビゲーション電子地図の作成、区域性的地質マッピング、鉱産地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査
- (九) 水利、環境及び公共施設管理業
 22. 自然保護区及び国際的に重要な湿地の建設、経営
 23. 国が保護する中国原産の野生動植物資源の開発
- (十) 教育
 24. 義務教育機構、軍事・警察・政治及び党校等の特殊な領域の教育機構
- (十一) 文化、スポーツ及び娯楽業
 25. 報道機構
 26. 図書、新聞、定期刊行物の出版事業
 27. 音響映像製品及び電子出版物の出版、制作事業
 28. 各級のラジオ局 (ステーション)、テレビ局 (ステーション)、ラジオ・テレビのチャンネル (周波数)、ラジオ・テレビ放送網 (発信局、中継局、放送衛星、衛星向け地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、有線ラジオ・テレビ放送網)
 29. ラジオ・テレビ番組制作経営会社
 30. 映画製作会社、配給会社、劇場チェーン会社

31. ニュースサイト、ネット出版サービス、ネット視聴番組サービス、インターネットアクセスサービス営業場所、インターネット文化経営（音楽を除く。）
32. アンティークオークションを取り扱うオークション企業、アンティークショップ
33. ゴルフ場、別荘の建設

(十一¹) その他の業種

34. 軍事施設の安全及び使用機能に危害を及ぼすプロジェクト
35. 博打業（賭博類競馬場を含む。）
36. 性風俗業

(十二²) 国の法律法規及び中国が締結又は加盟している国際条約の規定により禁止されるその他の産業

注：「内地と香港との経済貿易緊密化協定」及びその補充合意、「内地とマカオとの経済貿易緊密化協定」及びその補充合意、「海峡兩岸経済合作枠組合意」及びその後続の合意、中国と関係国とが締結した自由貿易区合意、投資協定に別段の定めがある場合には、当該定めに従う。

(法令原文名称：重慶市商務委員会关于实施外商投资准入特别管理措施的通知 附件 3)

¹ 訳注：(十二)となるべき箇所ですが、中国語原文のままです。

² 訳注：(十三)となるべき箇所ですが、中国語原文のままです。